

# 「土砂災害に関する避難確保計画」作成 の手引き

福井県

平成 29 年 10 月

## はじめに

がけ崩れなどの土砂災害は、浸水害とは異なり、災害の規模や発生時刻の予測が難しい特性を持っています。

福井県でも平成 16 年 7 月の福井豪雨や平成 25 年 9 月の台風第 18 号などによる土砂災害が発生しています。

これまで県では、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条に基づき、土砂災害警戒区域等（土砂災害のおそれのある区域）の指定を推進してきました。

要配慮者利用施設においては、利用者などの生命・身体を守るために、大雨が降った際などにおける、がけ崩れなどの土砂災害に対応するための計画を整備するため、土砂災害に対する計画に規定すべき事項や避難の考え方などを整理した「土砂災害避難マニュアル作成の手引き」を平成 23 年 3 月に策定しました。

その後、平成 28 年台風第 10 号により、岩手県岩泉町で高齢者施設が被災し入所者 9 名全員が亡くなる水害が発生し、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことが課題とされました。この災害をきっかけとして、水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 5 月 19 日法律第 31 号）が改正となり、土砂災害防止法も改正されました。

この法律改正に伴い、土砂災害警戒区域等内に立地し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画の作成および避難訓練の実施が義務付けられるとともに、作成した避難確保計画は、市町長への報告が義務となります。（下記抜粋参照）

本手引きは、福井県が平成 23 年に作成した既資料「土砂災害避難マニュアル作成の手引き」を基に、H29 の法改正に伴い国土交通省が作成した「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」の内容を加えて更新したものになります。

従って、既に土砂災害避難マニュアルを基に作成している施設においては、当手引きを参考に避難確保計画に更新をお願いします。

また、既存の計画に土砂災害に関しての記載がない施設においては、当手引きを参考に土砂災害に関する避難確保計画を追記あるいは新たに作成をお願いします。

## 土砂災害防止法第8条の2より抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3、4 略

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画に定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

・ 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

◎作成する前にお読みください

土砂災害に関する避難確保計画は、当該施設を利用する要配慮者（利用者）が、土砂災害により被害を受けることがないように、施設職員や利用者を土砂災害から守ることを目的に作成するものです。

また、作成した避難確保計画に基づいて安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設職員や利用者に対して、土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて当該計画を見直ししていくことも重要です。

土砂災害に関する避難確保計画の構成例を示します。

#### 避難確保計画の構成例

- 1 目的
- 2 情報の収集
- 3 防災体制
- 4 事前対策
- 5 避難
- 6 点検
- 7 防災教育・訓練の実施

避難確保計画に記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二に定められています。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

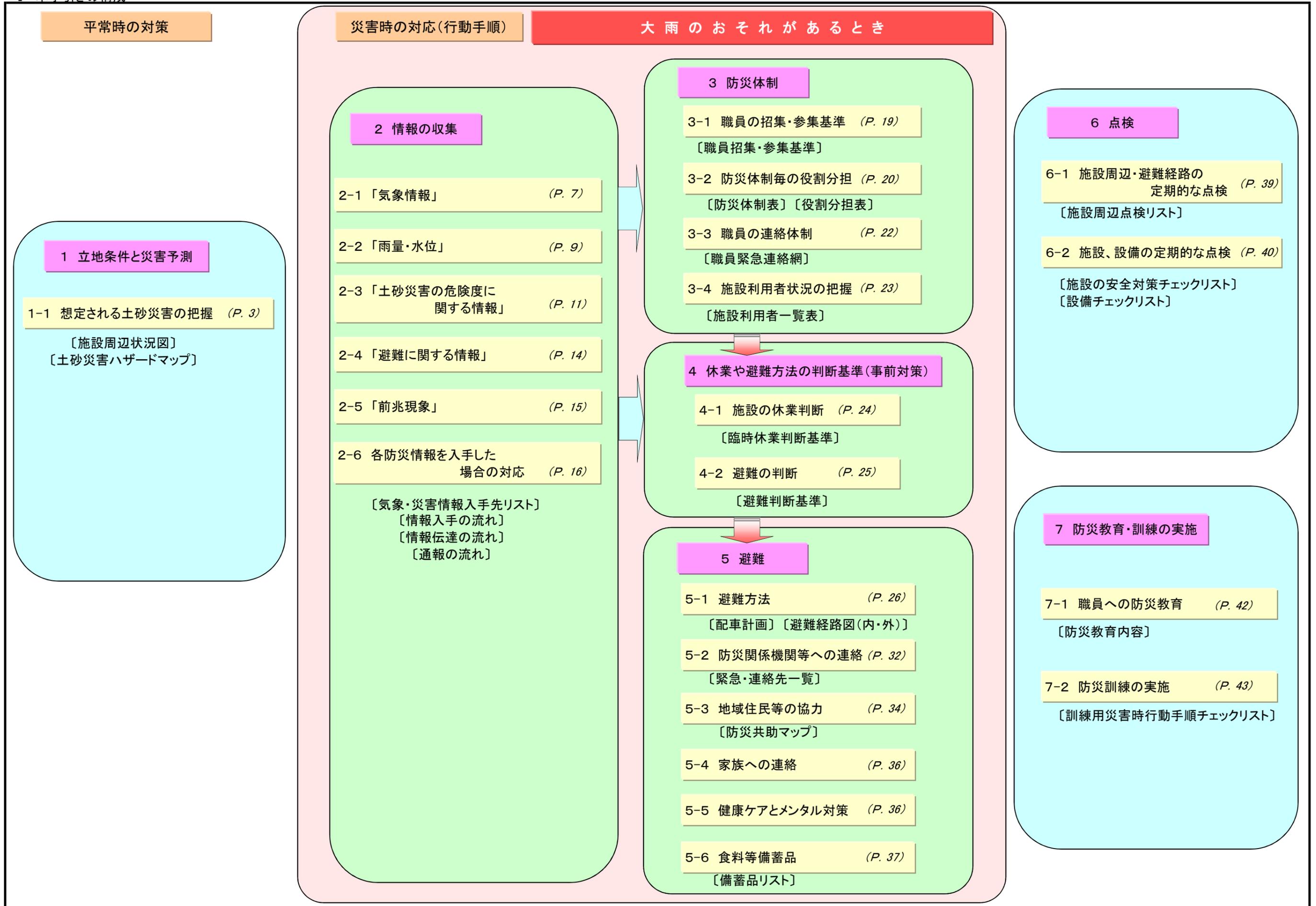
第五条の二 法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定するよう配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練をその他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- 二 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## — 目次 —

I	本手引きの構成	1
II	避難確保計画作成に当たっての留意点	2
III	避難確保計画の作成	
1	立地条件と災害予測	
1-1	想定される土砂災害の把握	3
2	情報の収集	
2-1	「気象情報」	7
2-2	「雨量・水位」	9
2-3	「土砂災害の危険度に関する情報」	11
2-4	「避難に関する情報」	14
2-5	「前兆現象」	15
2-6	各防災情報を入手した場合の対応	16
3	防災体制	
3-1	職員の招集・参集基準	19
3-2	防災体制毎の役割分担	20
3-3	職員の連絡体制	22
3-4	施設利用者情報の把握	23
4	休業や避難方法の判断基準（事前対策）	
4-1	施設の休業判断	24
4-2	避難の判断	25
5	避難	
5-1	避難方法	26
5-2	防災関係機関等への連絡	32
5-3	地域住民等との協力	34
5-4	家族への連絡	36
5-5	健康ケアとメンタル対策	36
5-6	食料等備蓄品	37
6	点検	
6-1	施設周辺・避難経路の定期的な点検	39
6-2	施設、設備の定期的な点検	40
7	防災教育・訓練の実施	
7-1	職員への防災教育	42
7-2	防災訓練の実施	43
IV	土砂災害とその特性	45

別紙 土砂災害に関する避難確保計画（施設名）（ひな形）



## Ⅱ 避難確保計画作成に当たっての留意点

### ○ シンプルかつ具体的な内容

避難確保計画は、緊急時に用いることから、図表や箇条書きなどの手法を用い、シンプルかつ具体的なものにしましょう。

### ○ 作成プロセスも大事に

作成するプロセスも重要であるので、作成の際は、施設内の全職種、全部門の参加を得ることが必要です。

### ○ 利用者特性の把握

利用者の特性を把握し、情報伝達時や避難時などに、その特性に合わせた配慮を行いましょう。

#### [タイプ分けと具体的な対応策へのヒント]

区分	利用者特性によるタイプ分け	具体的な対応策へのヒント
情報の受信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・目が不自由な利用者</li><li>・耳が不自由な利用者</li><li>・行動指示が正確に伝わらない利用者（認知症、知的障害がある者など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・音声による誘導の検討</li><li>・事前に情報伝達カードの準備</li><li>・個別に避難誘導等介助者の確保</li></ul>
情報の発信に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・言葉が不自由な利用者</li><li>・耳が不自由な利用者</li><li>・自分の意思を正確に伝えられない利用者（幼児、認知症、知的障害がある者、精神障害がある者など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難誘導等介助者の確保</li><li>・避難に係る細かい情報の提供</li><li>・簡潔で具体的な指示</li></ul>
移動に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・車いすや歩行補助具を使用している利用者</li><li>・一人では移動できない利用者（寝たきり等虚弱な利用者）</li><li>・目が不自由な利用者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・移動手段として介助者と用具の確保（車いす、ストレッチャーなど）</li><li>・避難誘導等介助者の確保</li></ul>
判断に支援が必要な方	<ul style="list-style-type: none"><li>・状況の理解や判断が困難な利用者（認知症、知的障害がある者、精神障害がある者、幼児、低学年児童など）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な指示と誘導をする介助者の確保</li><li>・施設入所児童の登下校時の安全の確保</li></ul>

### Ⅲ 避難確保計画の作成

#### 1 立地条件と災害予測

##### 1-1 想定される土砂災害の把握

◆施設の立地条件(環境)や予測される災害を把握し、記載しましょう。

##### 【ポイント】

施設のある場所(周囲の環境)によって、土砂災害の種類・被害の範囲・発生源の方向が異なります。施設がどんな場所に建っているのか、どれくらい土砂災害のおそれがあるのかを土砂災害ハザードマップ等を活用し、しっかり把握しておきましょう。

##### ○土砂災害の種類



・ がけ崩れ



・ 土石流



・ 地すべり

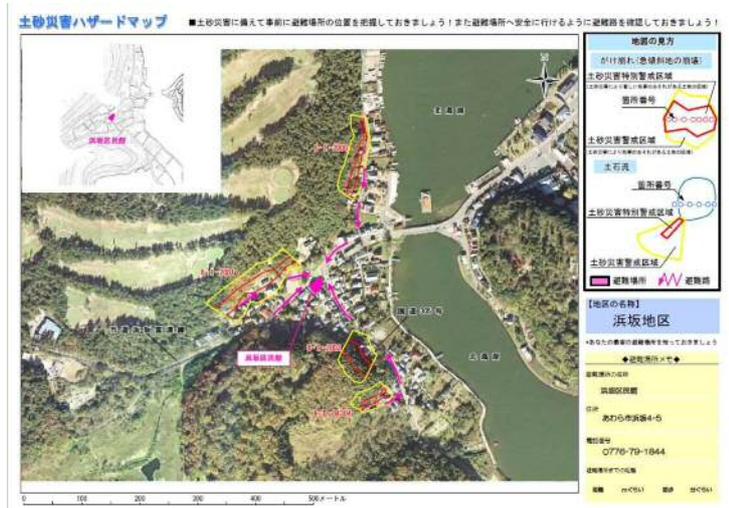
\* 詳細は「Ⅳ 土砂災害とその特性」に記載

##### ○土砂災害ハザードマップとは

・土砂災害の危険性に関する情報を知る方法として、市町が作成・配布するもので、土砂災害に関して、被害のおそれのある区域および避難地・避難経路が記載されている地図のこと。

##### 【入手方法】

ハザードマップは市町のホームページで公表しているところが多く、公表されていない場合は、市町の防災担当部局に問い合わせましょう。

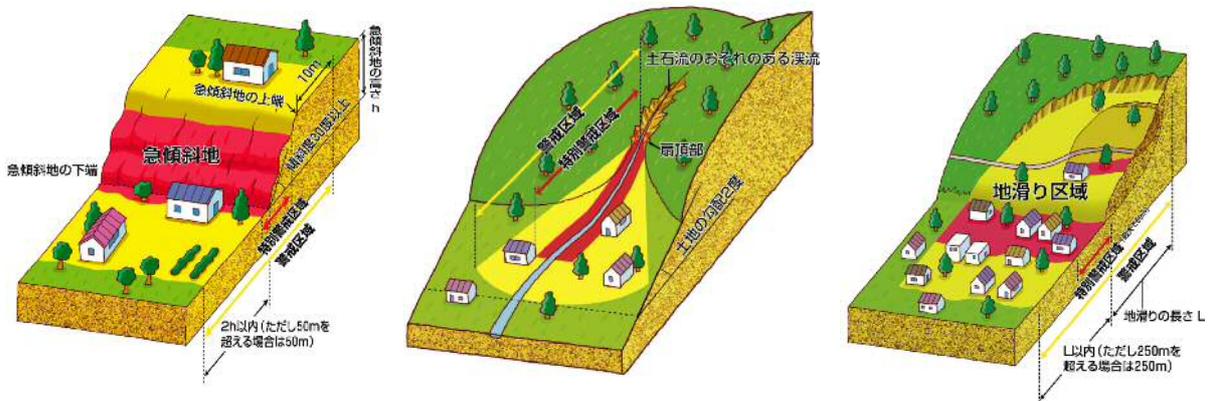


ハザードマップの例

○土砂災害のおそれのある区域とは

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）に基づき実施された調査によって明らかとなった土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のことを指し、「土砂災害警戒区域」（イエローゾーン）という。
- ・特に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害特別警戒区域」（レッドゾーン）という。

○土砂災害警戒区域等の範囲イメージ



- ・ かけ崩れ  
(急傾斜地の崩壊)
- ・ 土石流
- ・ 地すべり

○土砂災害警戒区域等の確認方法

- ・各市町の土木担当課または県土木事務所で土砂災害警戒区域等や土砂災害が建物に及ぼす力を確認することができます。  
(土砂災害警戒区域等の公示図書を縦覧することができます。)
- ・下記のホームページからも土砂災害警戒区域等や土砂災害が建物に与える力の情報を入手できます。

●土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(福井県土砂災害警戒区域等管理システム)

<http://sabogis.pref.fukui.jp/>

福井県土砂災害警戒区域

検索

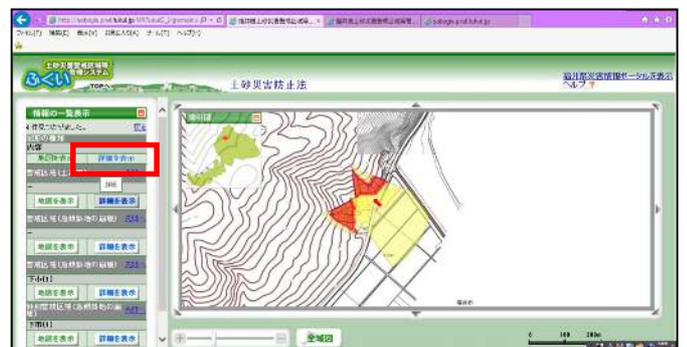
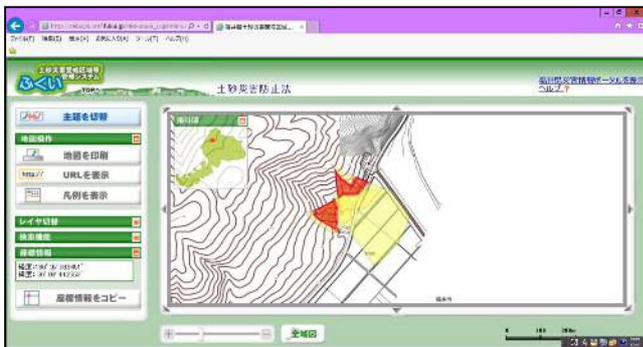
○施設周辺状況図の作成

- ・土砂災害ハザードマップや公示図書により把握した土砂災害警戒区域等の情報を用いて、施設を中心とした周辺状況の地図を作成しておくこと、避難方法等を検討する上で役に立ちます。

また、公示図書には土砂災害が発生した場合にどのくらいの高さまで土砂が溜まるかも記載されていますので、施設のどの階層まで土砂が到達するのかを事前に確認することができます。施設周辺状況図の作成と併せて、横断図の作成も行いましょう。

○公示図書とは

- ・土砂災害警戒区域等を表示したものです。土砂災害警戒区域等管理システムから見るができます。（下記参照）

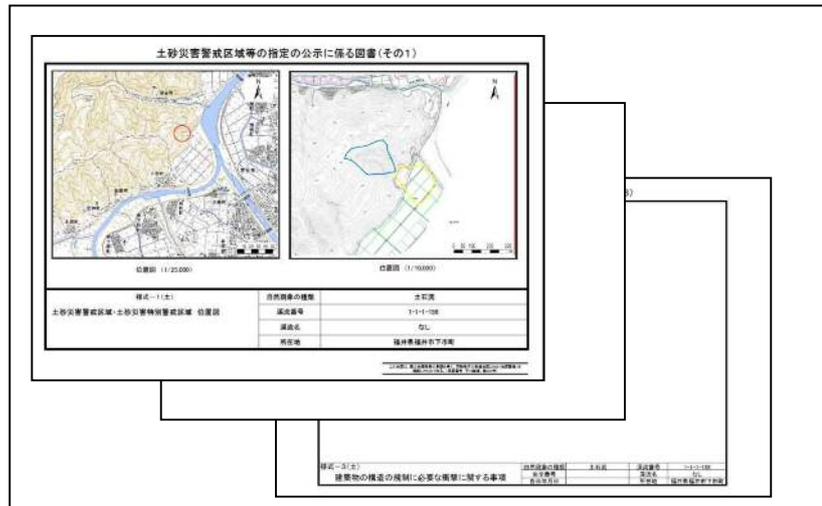


① 調べたい市町名・字を入力すると、地図が表示されます。

② 黄色く塗りつぶされている範囲をクリックすると、左側に「詳細を表示」が表示されますので、クリックします。



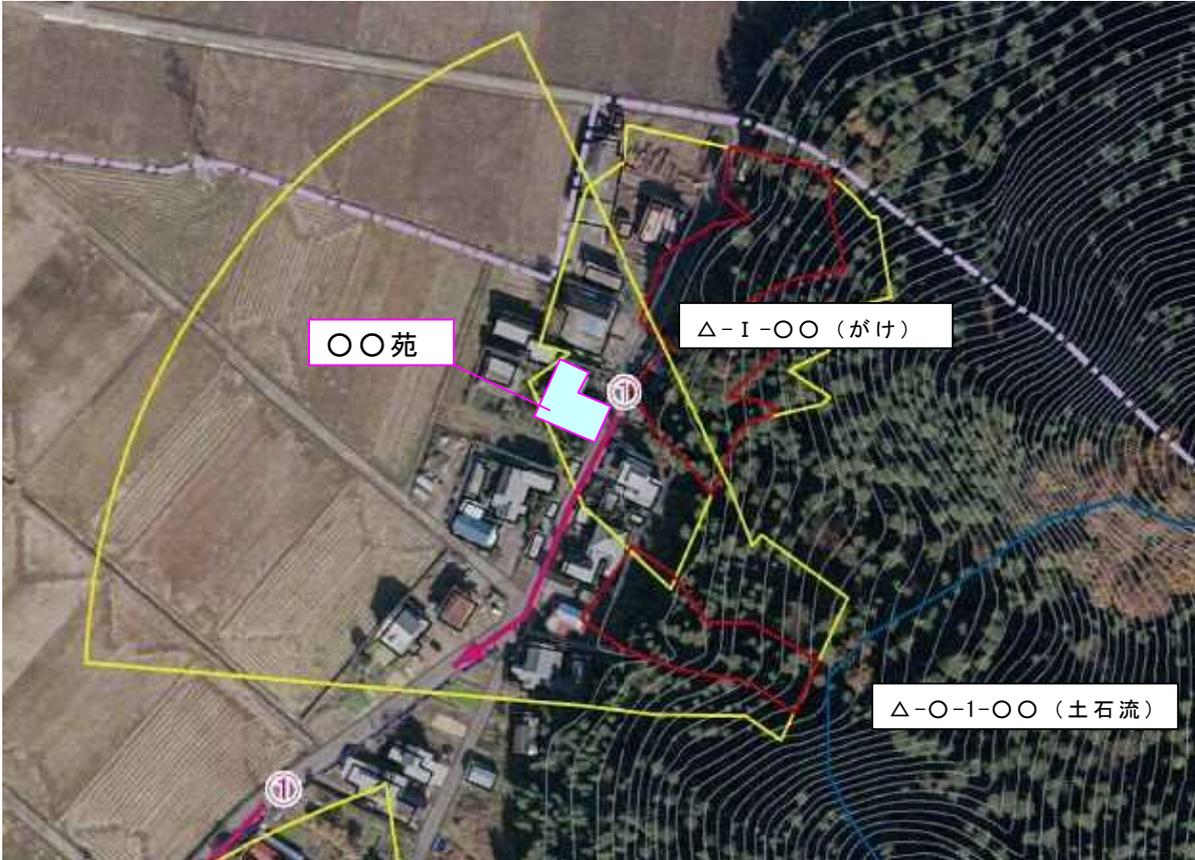
③ 属性情報が表示されます。一番下にあるpdfファイルをクリックします。



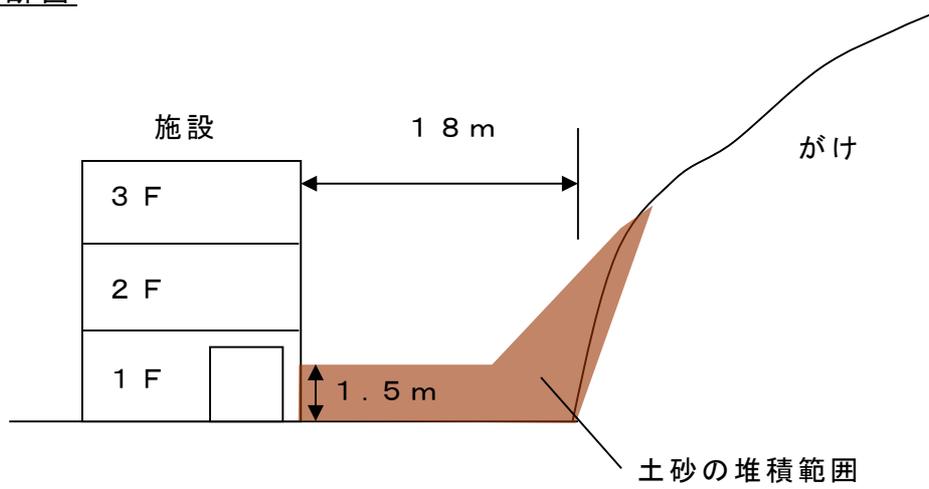
④ 表示されたものが公示図書です。

作成例 施設周辺状況図

施設周辺状況図



横断面図



## 2 情報の収集

### 2-1 「気象情報」

◆「気象情報」の種類と入手方法をリストアップしましょう。

#### 【ポイント】

気象情報の収集は自ら積極的に実施しましょう。事前に情報を入手することで、早期に防災体制を構築することができ、避難の判断にも活用できます。

○土砂災害に関する気象情報の種類

- ・ 天気予報
- ・ 注意報・警報
- ・ 雨雲の予測
- ・ 台風情報

○テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも土砂災害に関する気象情報を入手できるように準備しておきましょう。

○気象情報は、以下のホームページから入手できます。

#### ● 気象情報 (福井地方気象台)

<http://www.jma-net.go.jp/fukui/index.html>

福井地方気象台

検索

#### (気象庁)

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

気象庁

検索

#### 表示例 福井地方気象台ホームページ、気象庁ホームページ

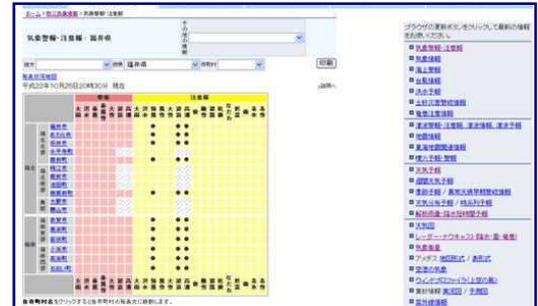
The image shows two side-by-side screenshots of weather websites. The left screenshot is the Fukushima Local Meteorological Office website, featuring a blue header with the logo and navigation tabs like '最新情報' and '注意報・警報'. The right screenshot is the Japan Meteorological Agency website, with a white header and a prominent '防災情報' (Disaster Information) button highlighted with a red box. An arrow points from this button to the Fukushima website. Below the screenshots, the text '防災気象情報メニューのページへ' (To the page of the disaster weather information menu) is written.

## 防災気象情報メニューのページ



入手したい情報をクリックすると、下記画面が表示されます。

### 注意報・警報



### 雨雲の様子



### 台風情報



### 用語説明

…巻末資料参照

## 2-2 「雨量・水位」

◆「雨量情報・水位」の情報の入手方法をリストアップしましょう。

### 【ポイント】

大雨の際に、施設周辺の雨量や河川水位を確認することで、土砂災害のおそれが高まっていることを自ら判断できます。

○事前に施設周辺の観測雨量（雨量観測局）や河川水位（水位観測局）を確認し、大雨の際は、どの観測局の情報を参考とするのかを定めておきましょう。

○「雨量情報・水位」の情報は、以下のホームページから入手できます。

- 河川水位・土砂災害情報等  
（福井県河川・砂防総合情報システム）  
<http://ame.pref.fukui.jp/>

福井県河川砂防

検索

携帯サイトアクセスコード（i-ameメール登録）



### 表示例 福井県河川・砂防総合情報システム

雨量観測情報へ

水位観測情報へ

福井県 河川・砂防総合情報

★気象警報・注意報概況

子区分	観測情報						注意報	高潮	その他
	雨量	水位	土砂	浸水	洪水	大雨			
福井市	福井市								
	高井川市								
	坂井市								
	永平町								
福井北部	敦賀町								
	鯖江市								
	敦賀市								
福井南部	池田町								
	津幡町								
奥越	大野市								
	関山市								
福井東部	敦賀市								
	美浜町								
福井西部	小浜市								
	高浜町								
福井南西部	おおい町								

お知らせ

★土砂災害危険箇所情報について  
土砂災害危険箇所情報について、平成29年1月31日13時からシステムを改良しましたのでお知らせします。  
詳しくは、「河川・砂防総合情報」について①の「土砂災害警戒情報（補足情報）」についてをご覧ください。

★アクセスが集中し、つながりにくい場合があります。——  
雨量・水位等の情報は携帯サイトでもご覧いただけます。  
[http://i-ame.ame.pref.fukui.lg.jp]

★本システムの水位・雨量データは福井県土木部砂防防災課が観測したものを提供してあります。観測機器の故障や通信異常による欠測及び異常値が表示される可能性がありますのでご利用の際にはご注意ください。

★観測データ等のオープンデータの利用  
福井県河川・砂防総合情報システムデータを利用規約を守っていただくことでウェブアプリケーション等からオープンデータとしてご利用になります。  
http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/kasenzabou\_enkei.html

福井県 土木部砂防防災課



## 2-3 「土砂災害の危険度に関する情報」

◆「土砂災害警戒情報」や「土砂災害危険度情報」等の内容・入手方法確認しましょう。

### 【ポイント】

大雨警報が発表され、土砂災害のおそれが高まったときには、「土砂災害警戒情報」が発表されます。発表される前にあらかじめ補足情報として、「土砂災害危険度情報」を自ら確認し、施設周辺の土砂災害の危険度を把握し、状況により自身の判断で、避難を開始しましょう。

#### ○土砂災害警戒情報とは

- ・大雨警報が発表されている状況で、大雨による土砂災害の恐れが高まった時に、各市町長が発令する避難指示等や、住民が自主避難を行う際の判断の参考となるよう、県と気象台が連携して共同発表する防災情報です。

#### ○土砂災害危険度情報とは（※）

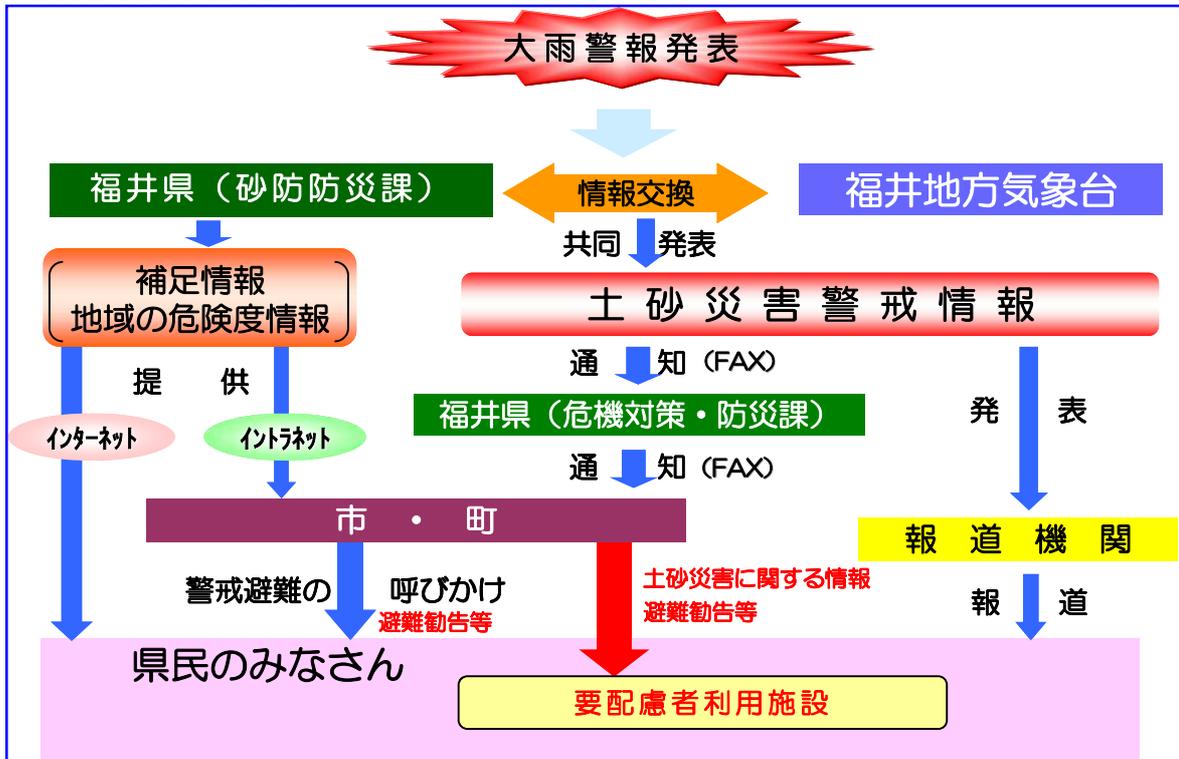
- ・「土砂災害警戒情報」を補足する情報で、県がインターネットで提供しています。県内を5 kmおよび1 kmの格子状（メッシュ）に区分し、区分毎の土砂災害の危険度を表示しています。これによりどの地域が、より危険性が高まっているのかが分かります。  
(表示例P.13)

※土砂災害危険度情報の他、気象台が提供している土砂災害警戒判定メッシュ情報があります。提供している情報の内容はほぼ同じものになります。大雨時には、アクセスが集中し閲覧が難しいことが想定されますので、どちらでも見られるようお気に入り等に登録しておきましょう)

○土砂災害警戒情報の入手方法

- ・市町から様々な方法で伝達されます。事前に伝達方法を確認しておきましょう。

土砂災害警戒情報伝達イメージ



○土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）は、以下のホームページから自ら入手してください。

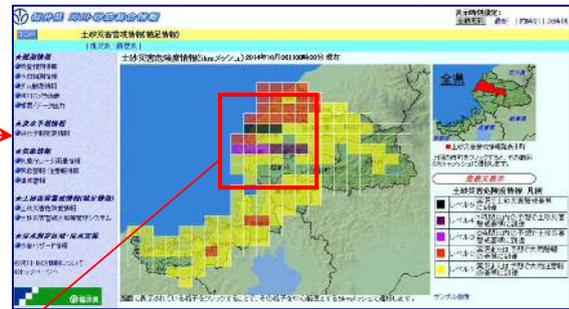
- 河川水位・土砂災害情報等  
（福井県河川・砂防総合情報システム）  
<http://ame.pref.fukui.jp/>

福井県河川水位

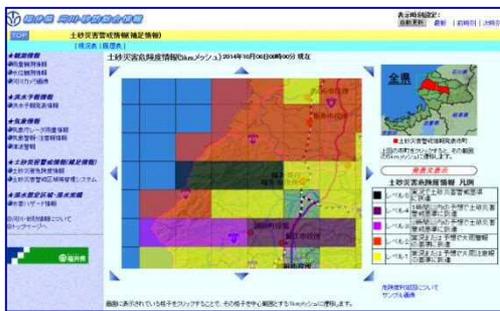
検索

表示例 土砂災害危険度情報

福井県河川・砂防総合情報システムトップページ

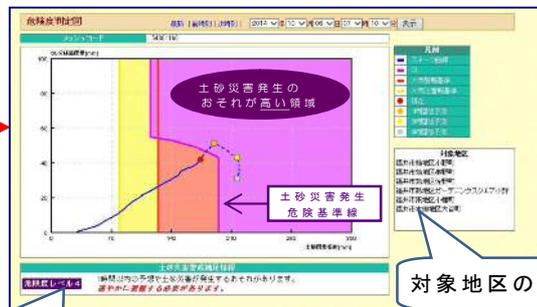


5 kmの格子状（メッシュ）区分の危険度が色分けして表示されます。

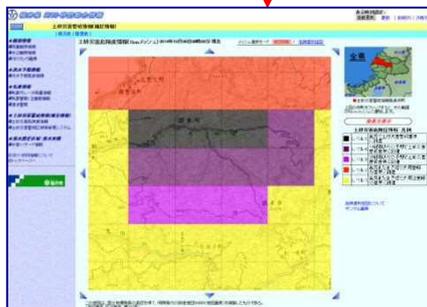


- 黒 : 現在土砂災害発生のおそれあり
- 紫 : 1時間以内に土砂災害発生のおそれあり
- 薄い紫 : 2時間以内に土砂災害発生のおそれあり
- 赤 : 土砂災害に警戒
- 黄 : 土砂災害に注意

危険度判定図



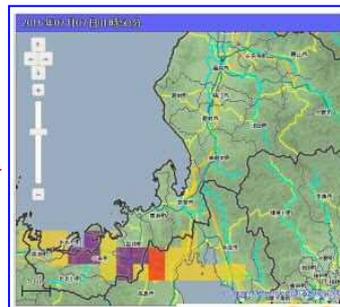
対象地区の表示



さらに1 kmメッシュ区分の危険度が色分けして表示されます。  
施設周辺の道路や河川等を参考に、施設所在地を把握しておきましょう。

危険度レベルとコメントの表示

土砂災害警戒判定メッシュ情報  
防災気象情報メニューのページ



気象庁

高 ↑ 危険度 ↓ 低

- 極めて危険 (Black)
- 非常に危険 (Purple)
- 警戒 (Red)
- 注意 (Yellow)
- 今後の情報等に留意 (White)

主要な河川 (Blue line)

新幹線 (Green line)

JR在来線・その他 (Grey line)

高速道路 (Orange line)

一般国道 (Yellow line)

## 2-4 「避難に関する情報」

### ◆ 「避難に関する情報」の入手方法をリストアップしましょう。

#### 【ポイント】

市町からの避難に関する情報は、避難する時期を判断するために大変重要な情報です。情報の内容や入手方法を確認しておきましょう。

#### ○市町から伝達される避難に関する情報の種類

低

#### 避難準備・高齢者等避難開始

- ・避難に時間がかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。
- ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。
- ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。

災害の危険性

#### 避難勧告

- ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。
- ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1へ避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

高

#### 避難指示（緊急）

- ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。
- ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1へ避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。

※1 近隣の安全な建物：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注意点 突発的な災害の場合、市町長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

#### ○情報の入手方法

- ・市町からは避難に関する情報が様々な方法で伝達されます。事前に伝達方法を確認しておきましょう。情報は、以下のホームページから入手できます。

#### ●防災・災害情報

<http://bousai-portal.pref.fukui.lg.jp/public/index.php>

福井県災害防災情報

検索

## 2-5 「前兆現象」

◆土砂災害の前兆現象を知っておきましょう。

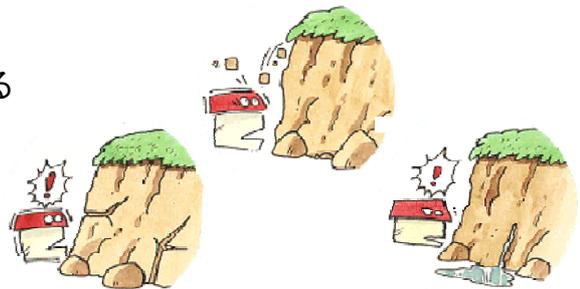
### 【ポイント】

土砂災害の発生にはいくつかの特徴的な前兆現象があります。下記のような前兆現象を確認したら、大変危険な状態です。速やかに避難するよう、平常時から心がけましょう。

### ○土砂災害の前兆現象

#### がけ崩れ

- ・がけからの水が濁る
- ・がけの斜面に亀裂が入る
- ・小石がばらばら落ちてくる
- ・がけから異常な音がする



#### 土石流

- ・山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる（鉄砲水の前兆）
- ・川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる
- ・異常な匂いがする（土の腐った匂い、きな臭い匂い等）



#### 地すべり

- ・地面からひび割れができる
- ・沢や井戸の水が濁る
- ・斜面から水が吹き出す
- ・電柱や塀が傾く



## 2-6 各防災情報を入力した場合の対応

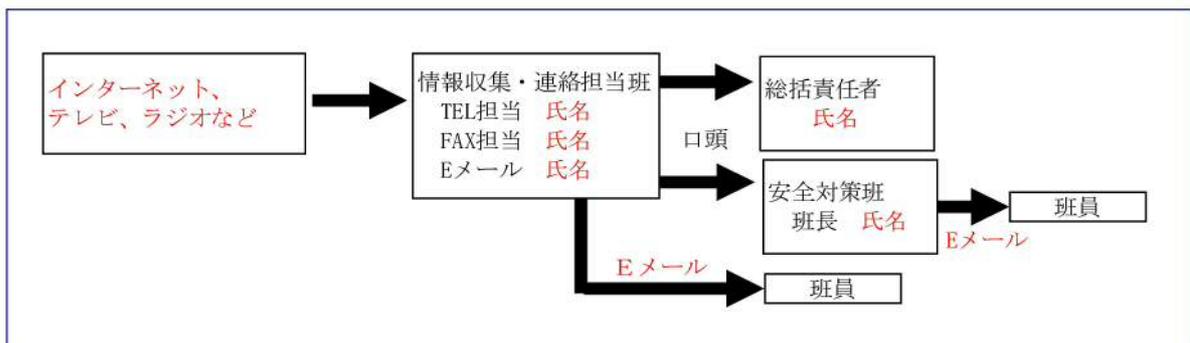
◆防災情報毎の対応を検討しておきましょう。

### 【ポイント】

入手した情報によって求められる対応も異なります。下記の対応例を参考にして、各情報の意味を考慮しながら、非常時でも的確な対応が行えるようにしましょう。また、各情報の伝達方法を確認しましょう。⇒ 関連項目：4-2 避難の判断 P25

(1) 大雨警報や台風等の気象情報を入力した場合

**作成例** メディア等からの情報（天気予報、注意報警報、雨雲の様子）



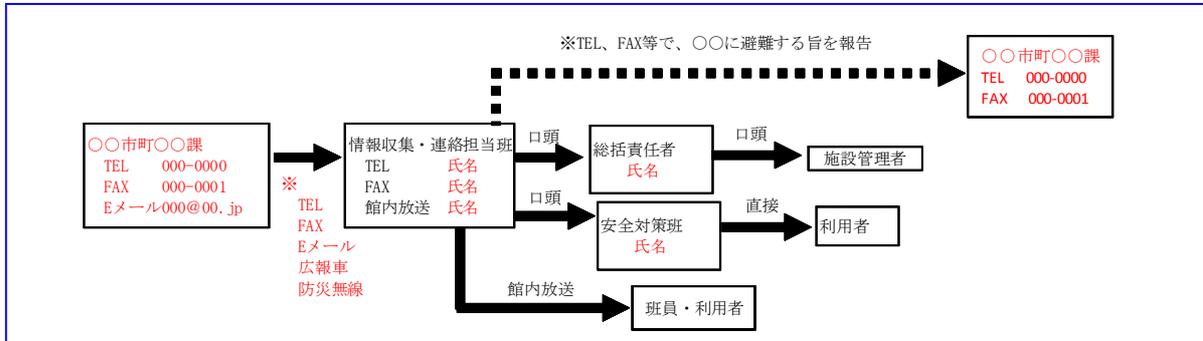
(情報入手の流れ ⇒ 関連項目：3-2 防災体制毎の役割分担 (P. 20))

- ・非常時の役割分担の再確認、施設職員の増員検討、避難手段の確認（避難先・介護タクシー等事業者への連絡、支援の確認）、医薬品などの非常持ち出し品の準備、デイサービスの中止検討、利用者の一時帰宅の要請などに配慮してください。

(2) ○○市町から下記の情報を入手した場合

**作成例**

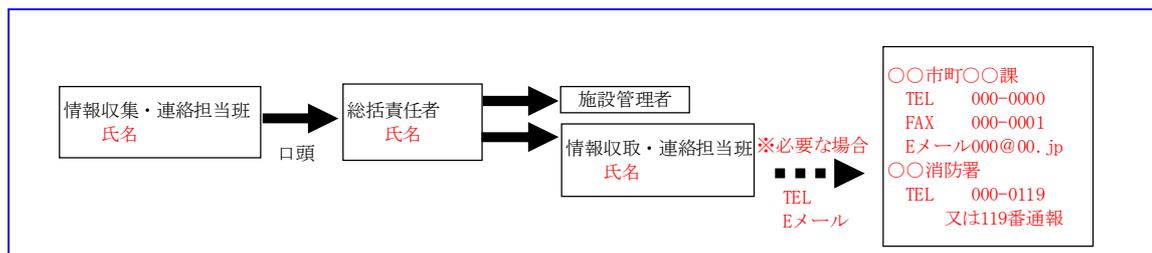
避難準備・高齢者等避難開始、土砂災害警戒情報等



(情報伝達の流れ ⇒ 関連項目：3-2 防災体制毎の役割分担 (P. 20))

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始が発令されるなどし、避難を開始する場合、市町に報告をするか、連絡する担当課、連絡する手段を事前に相談して取り決めておきましょう。非常時の役割分担に応じて、施設利用者の避難誘導を開始してください。
- ・ 避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、非常時の役割分担に応じて、施設利用者を直ちに避難誘導してください。
- ・ 避難にあたっての報告例
  - 【館内放送の例】  
「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と施設職員・利用者等に周知する。
  - 【市町への報告例】  
〔施設名〕は、避難準備・高齢者等避難開始が発令されたため、△△施設に避難を開始します。避難完了後、また〔電話〕にて報告します。

(3) 下記現象を確認し、施設から〇〇市町および消防等へ発信する場合



#### 作成例 前兆現象・被害報告等

(通報の流れ ⇒ 関連項目：3-2 防災体制毎の役割分担 (P. 20)  
5-2 防災関係機関等への連絡 (P. 32))

- ・ 前兆現象や土砂崩れ等を確認した場合  
〇〇市町や 119 番消防へ連絡または通報するとともに、自主避難を開始してください。

### 3 防災体制

#### 3-1 職員の招集・参集基準

◆大雨のおそれのある場合の職員の招集・参集基準を設けましょう。

【ポイント】

大雨洪水注意報や警報等の災害関連情報が発表された場合における職員の招集・参集基準を、情報毎に必要な防災体制を検討し、定めておきましょう。

- 的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように、誰が何をするのかを明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- 昼間だけではなく、施設職員が少ない夜間について、特に体制を確保しておくことが必要です。
- 防災体制の解除基準も定めましょう。（例：大雨注意報が解除された場合 など）

#### 作成例 招集・参集基準（例）

	判断基準	主な業務内容	対応者
注意体制 (体制①)	・台風の接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	情報収集・連絡担当班〇名 合計〇名
警戒体制 (体制②)	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	総括責任者 〇名 情報収集・連絡担当班 〇名 安全対策班 〇名 合計〇名
非常体制 (体制③)	・避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	総括責任者 〇名 情報収集・連絡担当班 〇名 安全対策班 〇名 合計〇名

### 3-2 防災体制毎の役割分担

◆防災体制時の役割分担を定めましょう。

【ポイント】

防災体制時には施設の職員がそれぞれの役割を責任もって行えるように、各班で行うべき業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知しておきましょう。

○防災体制表

防災体制毎に必要な担当の人数を決定しておきましょう。その際は、施設の規模、形態に応じた体制づくりを検討しましょう。

作成例 防災体制表

担当	業務内容
統括責任者	・総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)
情報収集・連絡担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象・災害の情報収集</li> <li>・職員への連絡、職員・職員家族の安否確認</li> <li>・関係機関との連絡、調整</li> <li>・利用者家族への連絡</li> <li>・地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整</li> <li>・避難状況のとりまとめ</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水ほか備蓄品の管理、払出</li> <li>・備蓄品の補給(販売店への発注)</li> </ul>
安全対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確認</li> <li>・施設、設備の被害状況確認</li> <li>・利用者への状況説明</li> <li>・利用者の避難誘導</li> <li>・利用者の家族への引き渡し</li> <li>・火の元の確認、初期消火</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の救出</li> <li>・負傷者への応急処置</li> <li>・負傷者の病院移送</li> </ul>

○役割分担の際の留意事項

- ・ 総括責任者が不在の際に災害への対応を迫られる場合もあるので、代行者や代行者不在の際の第2、第3の代行者など、複数の責任者を定めておきましょう。
- ・ 総括責任者だけでなく、各班でも、それぞれ複数の者が指揮を取れるよう代理を決めておきましょう。
- ・ 指定に当たっては、夜間や休日であっても、速やかに参集できるよう役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。
- ・ 公共交通機関や車等が使用できない場合の交通手段も検討しておきましょう。
- ・ 防災体制を執っている場合でも施設運営上の必要な業務の支障とならないような班編成としましょう。
- ・ 夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない場合の対応策も検討しておきましょう。
- ・ 当番の方は、出勤が予想されある場合には準備に心がけましょう。
- ・ 当番日の都合が悪い場合は、各自の責において交代要員を確保しましょう。
- ・ 勤務シフト等により、職員を固定できない場合は、役職・担当職名等で記載しましょう。
- ・ 職員の異動等による担当者の変更が考えられますので、適宜更新してください。

### 3-3 職員の連絡体制

◆職員への防災連絡体制を定めましょう。

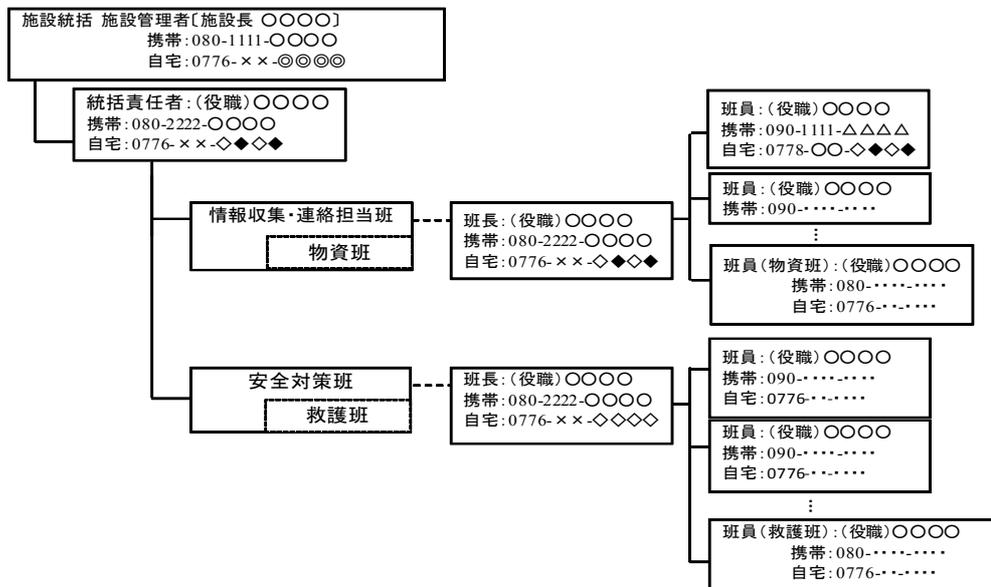
【ポイント】

職員の招集が速やかに行えるよう防災体制毎の緊急連絡網を定め、防災連絡体制を整えておきましょう。

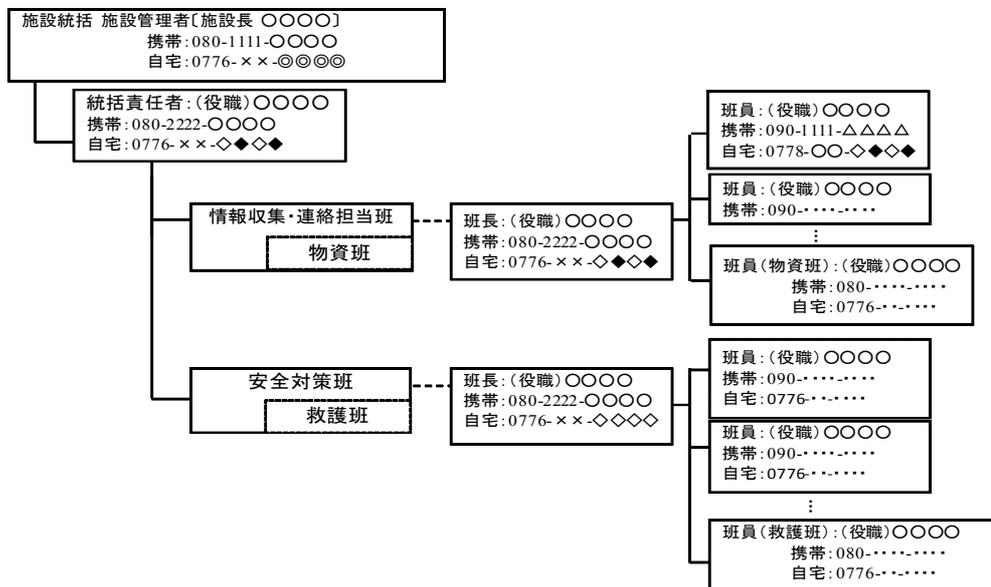
○携帯電話等のメールによる一斉配信は、同時に多人数に情報を送る手段として有効ですので、連絡体制に活用しましょう。

#### 作成例 職員緊急連絡網

≪昼間≫



≪夜間≫



### 3-4 施設利用者情報の把握

◆利用者に関する情報を一覧表に整理しましょう。

【ポイント】

利用者の氏名、生年月日、薬、心身の状態や家族連絡先などが分かる一覧表を作成し、避難しなければならなくなった場合に備えておきましょう。

○利用者一覧表の作成にあたって

- ・利用者の特性によるグループ区分も記載し、情報伝達時や避難時等には、その特性に合わせた配慮を行いましょう。
- ・個人情報保護の観点からデータの保管・管理には細心の注意を払いましょう。
- ・利用者一覧表は、情報伝達時や避難時等の他にも避難後の家族への連絡の際も使用します。1箇所の保管では、被災により利用できなくなることもあるので、複数箇所で保管するなどの工夫をしましよう。

#### 作成例 施設利用者一覧表

施設利用者一覧表												
部屋												
グループ	氏名	生年月日	性別	薬	連絡先①(間柄: )				連絡先②(間柄: )			
					氏名	電話	自宅		氏名	電話	自宅	
	心身の状態			移送方法			その他( )				その他( )	
グループ	氏名	生年月日	性別	薬	連絡先①(間柄: )				連絡先②(間柄: )			
					氏名	電話	自宅		氏名	電話	自宅	
	心身の状態			移送方法			その他( )				その他( )	

## 4 休業や避難方法の判断基準（事前対策）

### 4-1 施設の休業判断

◆臨時休業の判断基準や決定の手順等を定めましょう。

【ポイント】

台風の接近や大雨予報など予め土砂災害の危険性が高まること  
が予測される場合は、施設の休業を検討しましょう。（通所・通院  
施設の場合）

○臨時休業の判断基準を決定するにあたって

- ・施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で、定めた基準等を基に適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。
- ・利用者への連絡方法、連絡時間等について、周知しておきましょう。
- ・前日に想定できる場合は、前日に決定し、利用者等に周知しておきましょう。
- ・不特定の利用者が利用する施設については、気象状況による休業基準を施設内に掲示するなどして、日頃から周知しておきましょう。
- ・施設職員の役割分担を再確認しておきましょう。

#### 作成例 臨時休業の判断基準

- ・台風が直近を通ることが予想されるとき。
- ・土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表されたとき。
- ・特別警報が発表されたとき

## 4-2 避難の判断

### ◆避難の判断基準を定めましょう。

#### 【ポイント】

市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設周辺で前兆現象を見つけたときには、避難しましょう。

#### ○避難の判断

- ・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときなどが避難開始のタイミングになります。
- ・土砂災害の「前兆現象」が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害危険度情報の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

⇒ 関連項目：2-5 「前兆現象」の確認（P. 15）

#### ○避難所状況の確認

- ・避難所が開設されているかの確認や受入れ協力施設への連絡等を行い、状況によっては適切な避難のタイミングを検討しましょう。

土砂災害警戒情報 ・気象警報 等	避難勧告等	(判断基準の設定 の一例)	(求められる行動)
大雨注意報	避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害に関するメッシュ情報の「実況または予想で大雨警報の基準に到達」等	・要配慮者は、立ち退き避難する。
大雨警報 (土砂災害)	避難勧告	土砂災害警戒情報が発表 等 <small>※「土砂災害警戒情報が発表された場合は、市町村長は直ちに避難勧告等を発令することを基本とする。」土砂災害防止対策基本指針(平成27年1月)X抜粋)</small>	・災害に対応した指定避難場所へ立ち退き避難する。 ・立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」への避難や、「屋内での安全確保措置」をとる。
大雨特別警報 (土砂災害)	避難指示 (緊急)	土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」等	・直ちに立ち退き避難する。 ・立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。

※避難勧告等の判断基準設定の一例は、避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)(内閣府(防災担当):平成29年1月)を基に作成

### 土砂災害警戒情報・気象情報・避難勧告等関係 (イメージ)

## 5 避難

### 5-1 避難方法

◆施設毎の特性に合わせた避難場所や避難誘導手順を定めましょう。

#### 【ポイント】

土砂災害から身を守るためには、出来るだけ早い時期に施設外へ避難することが原則です。市町の防災担当課または福祉担当課と協議して、施設の立地条件に応じた避難場所や入所者の特性による避難誘導手順について決めておきましょう。

早めの段階で「空振り覚悟で早めの避難」を心がけましょう。

#### 施設外避難

- ・指定緊急避難場所への避難または、そこまでの避難が困難な場合は、近隣の避難場所に退避する。
- ・自力で避難することが困難な利用者等を避難所に搬送する手段として、施設の車両などを活用して、あらかじめ選定した避難所（施設）、または、屋外の土砂災害警戒区域外へ避難します。施設の車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシーを保有する事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。

#### ○避難場所の設定

安全な避難場所まで避難を行うためには、あらかじめ避難場所を確認し、決めておくことが重要です。

指定緊急避難場所や指定避難場所は市町のホームページから確認できます。（ホームページに記載がない場合は、市町に問い合わせ確認しましょう。）

#### ○施設外への避難方法を決定するには、下記の手順で検討しましょう。

- ①入所者の特性によるグルーピング
- ②グルーピングを考慮した避難誘導手順の決定

※避難路で土砂災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な「緊急やむを得ない場合」は最低限のリスク回避として、施設内での避難方法も検討しておきましょう。

⇒関連項目：「緊急やむを得ない場合」の避難方法（P. 30）

## ①入所者の特性によるグルーピング

入所者の状態によって、移送方法別にグループ分けをし、避難が効率的にできるよう備えておきましょう。グループ分けは施設利用者一覧表に整理しておき、避難時には、グループ別に色分けした名札（服用薬や連絡先なども記載）・腕章を首からかけるなどしましょう。

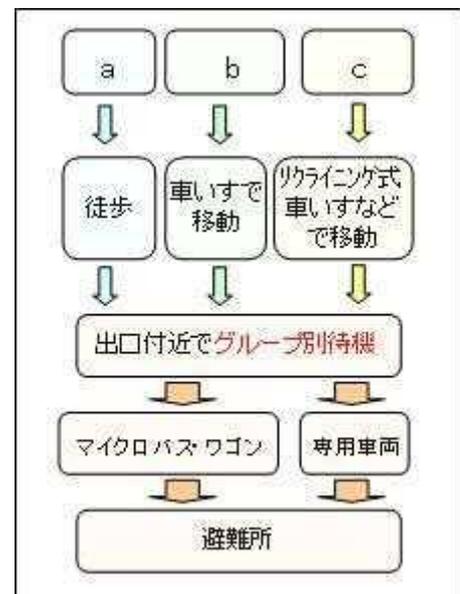
### 作成例 グルーピング例

- a. 短い距離は歩行できる者
- b. 移動に車いすを使用し、かつ、自力で座位が保持でき、マイクロバス等の座席に座ることができる者
- c. 移動にリクライニング式車いすやストレッチャー等を使用し、かつ、自力で座位が保持できず、マイクロバス等の座席に座ることができない者

## ②避難パターンやグルーピングを考慮した避難誘導手順の決定

避難誘導は、グループ分けされた入所者について、それぞれ可能な移送手段を用いて行いましょう。

- ・ 避難所については、立地条件・収容人員や利用者の特性を考慮して設定するようにしましょう。
- ・ 避難経路については、土砂災害ハザードマップを参考に複数設定・作成し、選択できるようにしましょう。
- ・ 設定した避難経路は実際に通って、途中の危険な箇所や所要時間等を把握しておきましょう。
- ・ 移送手段は、事前に利用者の割り振りを行い、利用者に伝えることが望ましい。
- ・ 移送車両の確保と職員の配備  
移送する入所者から割り出される移送車両と介助人員の必要数に基づき、配車計画を作成し、職員を配備しましょう。



**作成例** 配車計画 ※事前に効率的な移送を検討しましょう。

配 車 計 画 表								年	月	日
移 送 先				人数	グループ①	名   ②	名   ③	名		
施設内誘導担当										
避難所担当										
車 両										
運転手										
同乗者										
乗車場所										
1 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		
	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名	リクライニング式 車いす	名		
	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名	ストレッチャー	名		
2 便	座席	名	座席	名	座席	名	座席	名		
	車いす	名	車いす	名	車いす	名	車いす	名		

・ 移送方法の工夫

自力で座位が保持できない人の移送手段が不足する場合は、次のような方法も考えてみましょう。

(例)

- ・ 施設職員や地域住民等が所有する乗用ワンボックスカーなど人が横になれる広さのある車両の活用など、非常時ならではの様々な方法を検討しましょう。
- ・ ストレッチャーが不足している場合は、毛布や衣類を利用した応急担架を作成する方法もあります。

・ 近隣施設への協力要請

移送方法を工夫しても、車両が不足するときは、近隣施設が所有する車両の応援を求めましょう。

⇒ 関連項目：5-3 地域住民等との協力（P. 34）

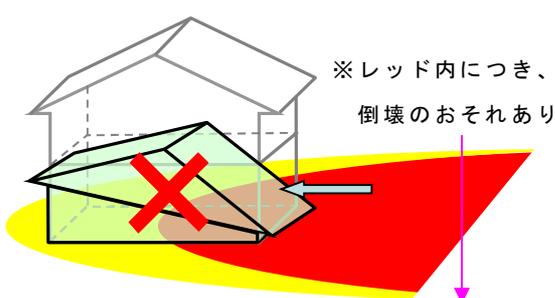


●「緊急やむを得ない場合」の避難方法●

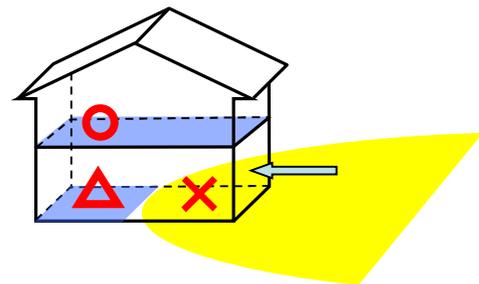
- ・避難路で土砂災害が発生した場合や激しい降雨などで屋外へ出ることが危険な「緊急やむを得ない場合」は最低限のリスク回避として、施設内での避難となることもあります。下記の図を参考に施設毎の特性に合わせた避難場所を判断しましょう。施設の構造によっては、施設内避難が不可能と判断される場合もありますので、早めの避難を心がけましょう。

<p>土砂災害特別警戒区域 (赤色で表示：<b>レッド</b>)</p>	<p>災害発生時に、土砂の力で木造・プレハブ等の建物が壊れ、生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域です。</p>
<p>土砂災害警戒区域 (黄色で表示：<b>イエロー</b>)</p>	<p>災害発生時に、土砂の到達するおそれのある区域です。窓などの強度の弱い開口部からは、土砂が流入してくるおそれがあり、生命または身体に危害が生ずるおそれがあります。</p>

木造・プレハブ等の場合

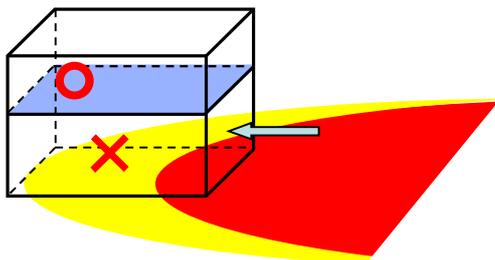


施設内避難は不可。施設外へ早めに避難

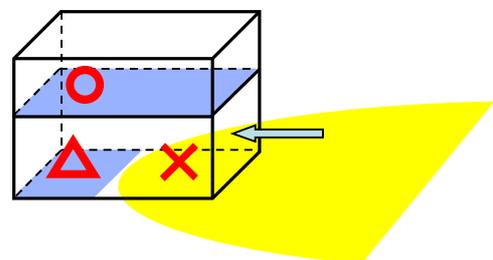


土砂災害の発生源と反対側でイエロー外へ避難（2階以上の階層へ移動が望ましい）

RC等の強固な建物の場合



2階以上で土砂が堆積する高さ以上の階層へ移動し、土砂災害の発生源と反対側へ避難

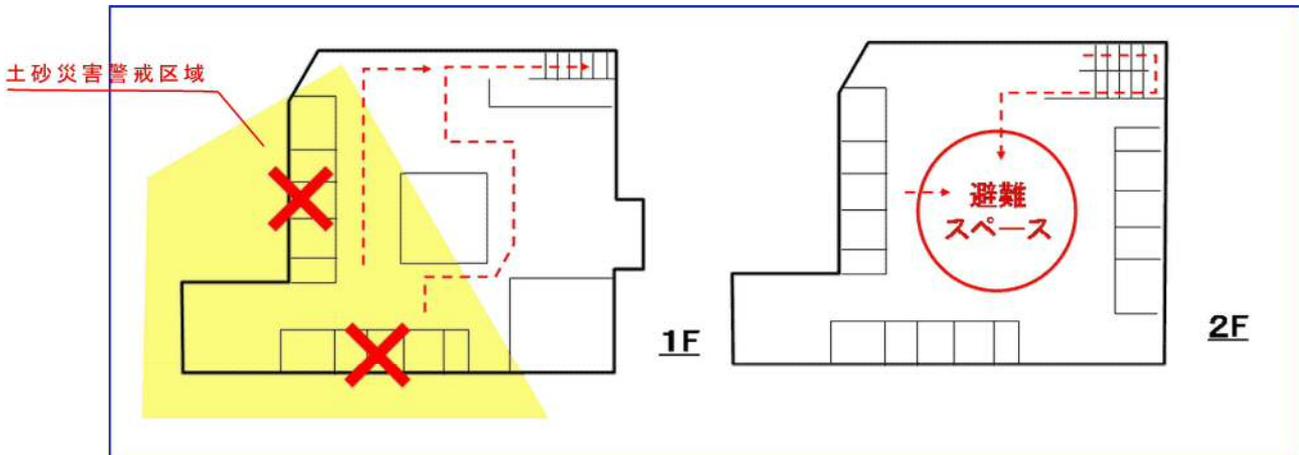


土砂災害の発生源と反対側でイエロー外へ避難（2階以上の階層へ移動が望ましい）

RC等・・・鉄筋コンクリート（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造  
土砂災害の発生源・・・がけや谷出口

## 作成例 避難経路図

(施設内避難)



### ○施設の構造確認

- ・事前に施設の構造を確認しておきましょう。RC等の施設であっても、必要に応じて、土砂災害に対する施設の耐力を専門家に調査してもらいましょう。

### ○2階以上で土砂が堆積する高さ以上の階層へ避難する場合

- ・エレベーターが停電により使用不能になることも考慮して、移動時にエレベーター使用の必要性が高い順（グルーピングの例の場合c→b→aの順）に移動しましょう。
- ・2階以上であっても、窓などの開口部から土砂が流入してくるおそれがあります。可能な限り窓等から離れた位置に避難しましょう。

### ○1階の土砂災害の発生源と反対側へ避難する場合

- ・介助の必要性が高い順（グルーピングの例の場合c→b→aの順）に移動しましょう。

## 5-2 防災関係機関等への連絡

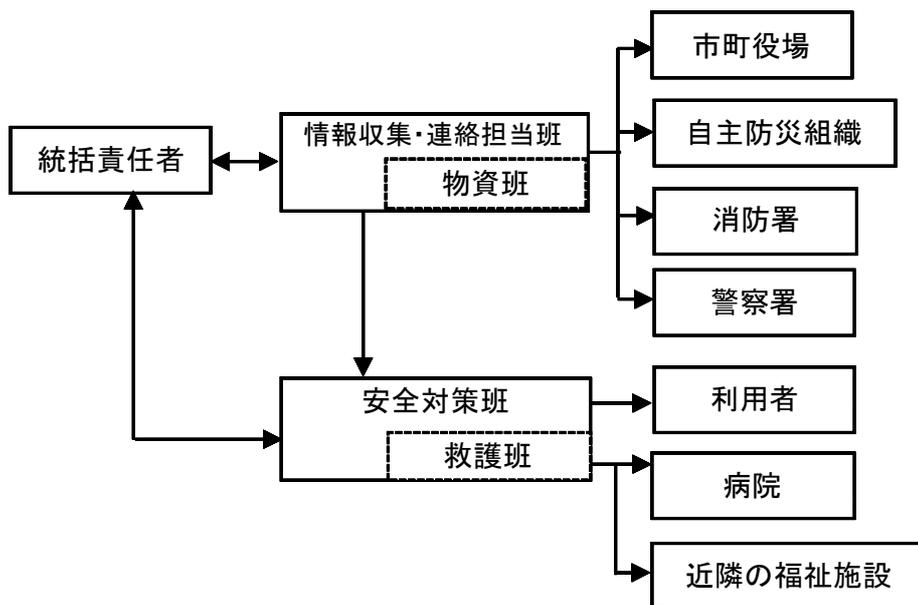
◆防災関係機関等緊急連絡先一覧を作成しましょう。

### 【ポイント】

緊急事態発生時に、市町、消防その他の防災関係機関等に対して、速やかに連絡・通報ができるよう連絡先を一覧表に整理しておきましょう。

### ○緊急連絡先の整理

- ・災害時には、固定電話や携帯電話はつながりにくくなるおそれがあるので、代替手段を検討しておきましょう。グレーや緑の公衆電話は通信規制の対象外であるため、繋がりやすくなっています。ただし、停電時はテレホンカードが使えないため、あらかじめ10円、100円硬貨を用意しておきましょう。
- ・市町について、防災担当課は、被災の状況によっては、電話が通じにくくなる場合もあるので、福祉担当課の連絡先も把握しておきましょう。
- ・家族などに安否を伝えたいときは、災害伝言ダイヤル「171」（音声）や各携帯電話会社の災害伝言板（文字）を利用しましょう。（上記のサービスは災害時のみ提供。）
- ・通信機能がすべて途絶えた場合に備え、自転車やオートバイの利用なども検討しておきましょう。



**作成例** 緊急連絡先一覧表

⇒ 関連項目：2-6 防災情報を入手した場合の対応（P. 16）

緊急連絡先一覧表					
連絡先	電話	（夜間）	FAX	担当者氏名	連絡するとき
警察	110	—	—	—	
〇〇市防災担当課					
〇〇市福祉担当課					
〇〇市消防本部					
〇〇出張所(消防)					
〇〇警察署					
〇〇交番					
〇〇病院					
北陸電力					
〇〇市ガス局					
〇〇市水道局					
NTT西日本					
協力施設	〇〇苑				
	〇〇苑				
	〇〇病院				
地域の協力者	〇〇 〇〇	—		—	
	〇〇 〇〇	—		—	

作成した連絡体制表は施設職員一人一人に配布するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。

### 5-3 地域住民等との協力

◆地域住民や近隣施設、類似施設などの協力者のリスト・防災共助マップを作成しましょう。

#### 【ポイント】

災害が発生した場合には、避難時等に、近隣施設や地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域とは、日頃から連携を図っておきましょう。

#### ○施設間の協力関係

- ・近隣施設、類似施設間で、利用者の一時受け入れや職員派遣等の災害時協定を結ぶなど、協力関係を確保しておきましょう。
- ・近隣の別の福祉施設等を避難所としたいときは、協力の依頼をしましょう。必要に応じて、県または市町の福祉担当課にも依頼し、先方施設と相談してもらいましょう。

#### ○地域住民との交流

- ・日頃から、施設で地域の行事に参加したり、あるいは、バザーなどの催しに招待するなどして、地域住民との交流に努めましょう。

#### ・協力者の例

地域住民（自治会）、利用者の家族、福祉施設や医療施設の職員、取引企業の社員、当該施設の退職職員、当該施設のボランティア等

#### ○防災共助マップ作成（※）による地域の防災資源の発掘

- ・災害時の避難所や移送車両、介助人員を確保するため、防災共助マップの作成を通じて、地域の防災資源を発掘し、地域住民等との協力関係を築いておきましょう。

#### ※防災共助マップ

施設周辺の地図を見ながら、避難所や協力者を検討し、その候補を洗い出して、要請を行った結果、協力関係が得られるようになった者を記載した地図

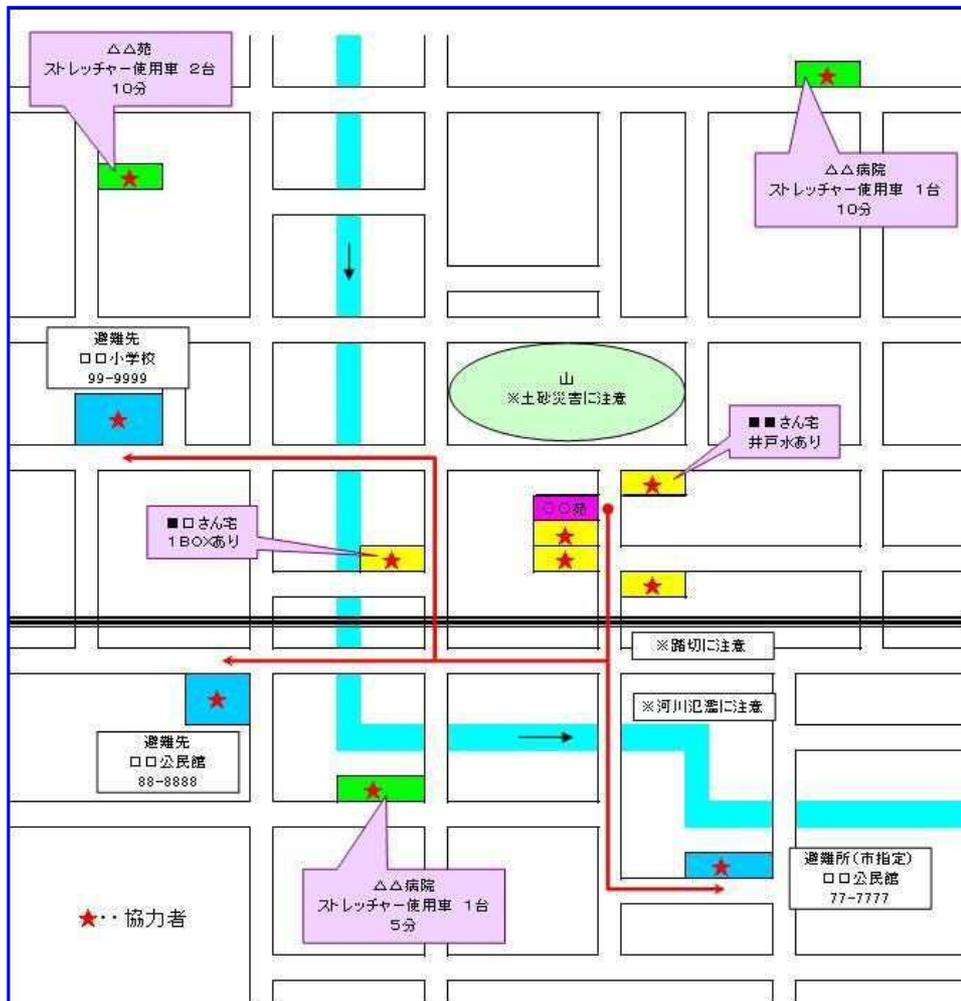
### ○市町への救援要請

- ・ 近隣施設への協力を要請しても、移送車両が不足するときは、市町の防災担当課または福祉担当課に相談して必要数を確保するようにしましょう。
- ・ 被災し、利用者の生命・身体に危険が迫っている場合や施設が周囲と孤立した場合など、施設自らや地域等の協力によっても避難が困難となったときは、市町に救援を要請しましょう。

### ○夜間の対応

- ・ 移送に必要な介助人員を確保するため、職員や地域住民等の協力者を招集しましょう。必要数が不足する場合は、地元消防団等と相談し、派遣依頼など人員を確保するようにしましょう。必要数が揃うまでは、施設内で待機することも考えましょう。
- ・ 地域住民等に利用者の避難誘導等をしてもらうときは、職員の指示の下、従事してもらうようにしましょう。

### 作成例 防災共助マップ



#### 5-4 家族への連絡

◆利用者家族への安否情報の提供を行ないましょう。

【ポイント】

事前に定めた連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝えましょう。

○連絡方法

- ・連絡方法については、「3-4 施設利用者情報の把握」にて作成した利用者一覧表を活用しましょう。

#### 5-5 健康ケアとメンタル対策

◆利用者の健康状態や精神状態を継続的に確認し、必要な対応を行ないましょう。

【ポイント】

利用者の健康状態や精神状態を継続的に確認することで、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。

○必要な対応

- ・心身の変調が著しい利用者に対しては、市町と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

## 5-6 食料等備蓄品

◆災害時に必要な食料などを準備し、備蓄品リストを作成しましょう。

### 【ポイント】

避難先での対応に備え、必要となる物資や器材をリストアップし、備蓄し、維持管理に努めましょう。

### ○備蓄品の準備

- ・ 救援物資が届くまで、少なくとも3日程度は自力で対応できるよう、食料や飲料水などを職員分も含めて備蓄しておきましょう。
- ・ 備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしておきましょう。
- ・ 高齢者が入所する施設では、災害時に十分な調理が行えない場合にも備えて、介護食の保存食の準備も検討しましょう。

### ○主な備蓄品や災害時必要品の例

区分	品名
食料品等	米、インスタント食品、ドライフーズ、レトルト食品、流動食、粉ミルク、飲料水（1人1日3リットル）、調味料など
炊事道具等	カセットコンロ、コンロ用ボンベ、なべ、やかん、簡易食器、箸など
医療品等	消毒薬、胃腸薬、傷薬、鎮痛剤、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、体温計など
情報機器等	携帯ラジオ、携帯テレビ、タブレット、トランシーバー、メガホン、携帯電話、
生活用品等	懐中電灯、電池、ローソク、ライター、タオル、石けん、トイレティッシュペーパー、ウエットティッシュ、簡易トイレ、紙おむつ、女性用品、施設内避難のための寝具、防寒具
移送用具等	車いす、ストレッチャーなど
安全用品等	ヘルメット、防災ずきん、ライフジャケットなど
作業機材等	かなづち、のこぎり、釘、スコップ、ツルハシなど
医療施設用	緊急用簡易ベッド、緊急用医療機器、医薬品、医療用具など
その他	利用者一覧表、蛍光塗料、案内旗

○備蓄品リスト

- ・品目、数量、保管場所、有効期限、納入先等を記入し、定期的に備蓄品と照合しましょう。また、その際、備蓄品等が利用可能か確認しましょう。

**作成例** 備蓄品リスト

備蓄品リスト					最終在庫確認日	確認者		
区分	品目	非常時 用持出	数量	保管場所	直近の有効期限	有効期限 対象数	納入先	電話番号
食料	保存用ご飯	*			年 月 日			
	水(2.0Lペットボトル)	*			年 月 日			
	カップ麺	*			年 月 日			
	粉ミルク	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
医薬品	解熱薬	*			年 月 日			
	止瀉薬	*			年 月 日			
	傷薬	*			年 月 日			
	消毒液	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
衛生品	紙おむつ	*			年 月 日			
	ガーゼ	*			年 月 日			
	絆創膏	*			年 月 日			
	⋮				年 月 日			
	消耗品	紙製容器				年 月 日		
紙コップ					年 月 日			
割り箸					年 月 日			
ゴミ袋					年 月 日			
電池					年 月 日			
タオル					年 月 日			
ウエットティッシュ					年 月 日			
⋮					年 月 日			
その他	カセットコンロ				年 月 日			
	ポンベ				年 月 日			
	⋮				年 月 日			

## 6 点検

### 6-1 施設周辺・避難経路の定期的な点検

◆施設周辺・避難経路の気になる箇所を確認する点検箇所リストを作成し、定期的に点検しましょう。

#### 【ポイント】

日頃から施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検することにより、降雨時のがけの異常などの前兆現象が把握しやすくなります。著しい変化等が見られる場合には、市町の土木担当課や農林担当課、防災担当課等に相談しましょう。

#### ○施設周辺点検リストの作成

- ・職員全員で施設周辺の気になる箇所等を話し合い、点検箇所リストを作成しておきましょう。
- ・避難路をふさぐ可能性がある施設敷地内の樹木や支障物等が無いか点検し、樹木は適宜剪定しておきましょう。
- ・施設周辺のがけ等に土砂災害の兆候がないか点検し、前兆現象が見られた場合は市町や土木事務所に連絡しましょう。災害発見や危険な兆候を察知した時は、消防に通報しましょう。
- ・あわせて、過去のがけ崩れなどの災害履歴を地域の方とのコミュニケーションにより入手しておくことが迅速な避難行動につながります。

#### 作成例 施設周辺点検リスト

箇所	これまでの状況	確認状況								
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1	本館棟裏山	/			/			/		
2	東棟前の水路	/			/			/		
3	...	/			/			/		
4		/			/			/		
5		/			/			/		

## 6-2 施設、設備の定期的な点検

◆施設の安全対策チェックリスト等を作成しましょう。

### 【ポイント】

施設、設備、備品等について、災害時に損壊や転倒、飛散が起こらないよう、安全対策をしっかりとっておきましょう。

#### ○土砂災害（風水害）対策

- ・屋根瓦、雨戸などの点検補修を行いましょ。
- ・排水溝のゴミ、泥を除き、排水点検を行いましょ。
- ・強風により、木の枝が折れ、飛散しないため、樹木の剪定を行いましょ。

#### ○共通対策

- ・ライフラインが途絶えた場合を想定して、電気や水道などの通常の使用量を把握し、代替手段が確保できるように備えておきましょう。
- ・自家発電装置や電話交換機等情報機器類が被災しないよう、防水工事等の安全対策を講じましょ。
- ・電気系統の機器類や非常食、防災道具の保管場所が浸水しやすい場所になっていないか確認しましょ。（不十分であれば、場所の変更や浸水対策を行う）
- ・近隣住民に助けを求めることができるように、施設屋外に救難用サイン（非常サイレン、回転灯等）を設置など対策を講じましょ。

#### ○ライフラインの確保について

- ・災害発生時のライフラインの確保に万全を期すため、必要に応じ、関係事業者（電気、水道、食料、医療用ガス、医療用機器、薬剤等）等との協議を行いましょ。

地下室や地下倉庫など、地面より低い場所は浸水のおそれがあるため非常に危険です。地下室が浸水すると、水圧で「開き戸」のドアは開かなくなります。閉じ込められる前に急いで避難しましょ。

**作成例** 施設の安全対策チェックリスト

安全対策チェックリスト		点検日	点検者		
箇 所	確 認 項 目		状 況	対 応	
1階	事務室	吊り下げ式照明器具の落下防止			
		窓ガラス等の飛散防止			
		書棚、タンス、ロッカー、机などの転倒防止			
		棚、戸棚からの落下防止			
		避難経路の安全確保			
	：				
	食堂	吊り下げ式照明器具の落下防止			
		窓ガラス等の飛散防止			
	：				
	調理場	ガス漏れ警報機			
		火気設備周辺の引火防止			
		棚、戸棚からの落下防止			
	：				
	脱衣所 お風呂場	窓ガラス等の飛散防止			
		棚、戸棚からの落下防止			
：					
ボイラー室	火気設備周辺の引火防止				
	：				
：	：				
通路	吊り下げ式照明器具の落下防止				
	窓ガラス等の飛散防止				
	避難経路の安全確保				

**作成例** 設備チェックリスト

設備チェックリスト										
設 備		確 認 状 況								
		確認日	状況	対応	確認日	状況	対応	確認日	状況	対応
1	貯水槽	/			/			/		
2	自家発電装置	/			/			/		
3	発電機	/			/			/		
4	投光器	/			/			/		
5	…	/			/			/		

## 7 防災教育・訓練の実施

### 7-1 職員への防災教育

◆職員への防災教育を実施しましょう。

【ポイント】

避難確保計画の作成のみでは、非常時に迅速的確な行動を期待することは出来ません。

職員の災害に対する理解と関心を高め、いざというとき適切な対応を取ることができるよう、各種災害の基礎知識や平常時、災害時に取るべき行動等を内容とする防災教育を実施しましょう。

○避難確保計画を活用した施設内研修を定期的の実施しましょう。

#### 作成例 防災教育内容

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象など、警戒避難体制に関する事項を施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努めましょう。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とし、その主な内容は以下のとおりとします。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集および伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

※県や市町において、防災出前講習会を実施しているところがありますので、活用してください。

## 7-2 防災訓練の実施

◆避難確保計画に基づく防災訓練を定期的の実施しましょう。

### 【ポイント】

防災教育と同様に、避難確保計画を効果的に活用するためには、訓練が欠かせません。個々の職員の役割を確認するとともに、施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう、訓練用災害時行動手順チェックシートに従い実施しましょう。

また、施設単独の避難訓練だけでなく、地域で開催される避難訓練へも積極的に参加し、地域と一体になった警戒避難体制を確保させましょう。

### ○防災訓練の実施にあたって

土砂災害防止法第八条第五項により、避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられています。

- ・市町の防災担当課または福祉担当課、県、消防その他の防災関係機関等の協力を得て実施するよう努めましょう。
- ・利用者の安全対策が迅速にとれるように、地域住民の中の協力者や近隣施設の参加も得て、実地に防災訓練を実施しましょう。
- ・訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理した記録簿を整理し、避難確保計画の不備な点は修正しましょう。
- ・火災を想定した訓練とは別に、防災教育と一体的に年1回以上の防災訓練を行いましょう。

### ○訓練内容の例

- ・情報伝達訓練（情報の受け方および情報の発信方法）
- ・避難判断訓練（特に自主避難についての判断）
- ・避難誘導訓練（誰が、誰を、どこへ誘導するのか）
- ・避難訓練（要介護度に応じた避難手法、階段避難方法）

### ○避難訓練の実施時期および回数

- ・新規採用の職員を対象に積極的に研修を実施しましょう
- ・全施設職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう
- ・訓練は出水期前に行い、年1回以上の防災訓練を実施しましょう

**作成例** 訓練用災害時行動手順チェックシート

◎ 警報発表	結果・気づき
□ 情報収集	
□ 施設周辺の点検	
□ 職員の招集・参集(入所・入院)	
□ 担当業務内容の確認や準備	
□ 施設の休業判断(通所・通院)	
□ 職員や利用者への周知	
□ 施設外への避難又は施設内の安全な場所への避難	
□ 家族への報告	
□ 健康ケアとメンタル対策	
□ 他の施設等への受入れ要請	

施設内掲示用避難確保計画イメージ



※ 施設内の見やすいところに掲示

#### IV 土砂災害とその特性

土砂災害とは、がけ崩れや、土石流、地すべりのことで、大雨や地震が引き金となって土砂が大量に移動するものです。一旦発生すると人命に関する危険性が高く、毎年各地で大きな被害をもたらしています。

災害の特性は、

- ア 突発的に大きな破壊力を持って発生すること
- イ 発生場所や時刻、被害規模を正確に予測することが困難
- ウ 地質、崩壊のしやすさ、地下水位などの条件が場所ごとに異なっており、この条件の変化を把握することが困難などがあげられます。

##### (1) 土砂災害の種類

###### ・がけ崩れ

急な斜面が大雨などの影響で水分を含み、大量の土砂とともに崩れ落ちるものです。(地震により発生する場合があります。)

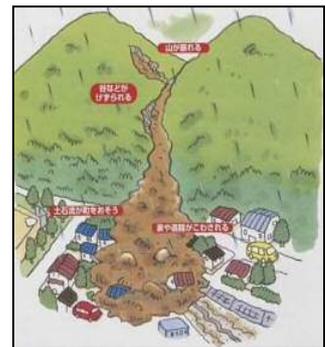
ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。



###### ・土石流 (どせきりゅう)

山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、大雨などの水と一緒に、一気に流れ出てくるものです。流れの急な川や沢があるところで起こることが多いのが特性です。

流れの速さは、20~40km/hという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。



###### ・地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下部に向かって移動する現象で、広範囲にわたり発生するのが特性です。

移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。



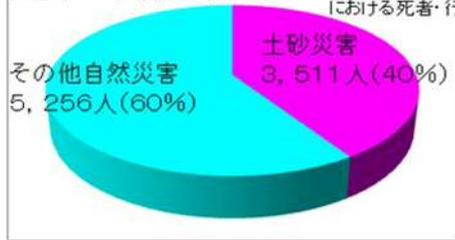
(2) 土砂災害の特徴と行動

〔人命を奪う土砂災害〕

- 自然災害による死者・行方不明者のうち、土砂災害が占める割合が高い
- 土砂災害による死者・行方不明者のうち、災害時要配慮者が約6割も占めている。

■ 自然災害による死者・行方不明者数

昭和42年～平成25年 (阪神・淡路大震災・東日本大震災における死者・行方不明者を除く)



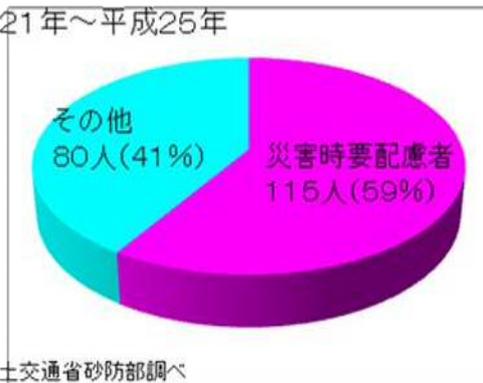
※各年の死者・行方不明者のうち、全自然災害については防災白書(平成26年版)による。土砂災害については国土交通省砂防部調べ



福島県白河市葉ノ木平  
平成23年3月11日発生 死者13名

■ 土砂災害による死者・行方不明者数のうち災害時要配慮者の割合

平成21年～平成25年

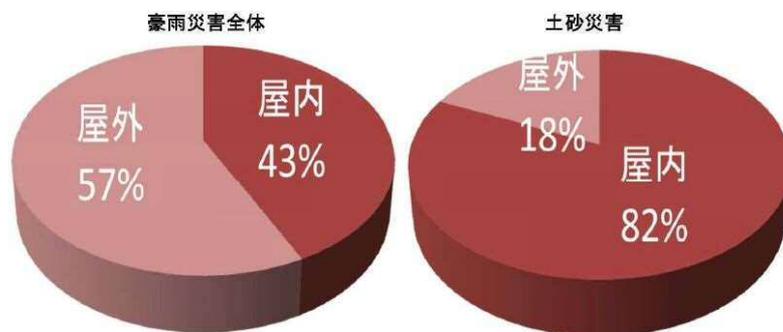


※国土交通省砂防部調べ



山口県防府市  
平成21年7月発生 死者7名(災害時要配慮者)

図-1.2 自然災害における土砂災害の被害の割合



データ：牛山ら(2013)：発生場所別に見た近年の豪雨災害による犠牲者の特徴より

図-1.3 自然災害における原因・被災場所別の犠牲者数(2004年-2011年)

## 土砂災害

がけ崩れ  
土石流  
地すべり



長野県岡谷市湊3丁目(土石流)

### 災害の特徴

- 局所的に被害が発生
- 降雨を起因として発生し、突発的に被害が発生
- 土砂と石礫が高速で移動するため、家屋の破壊を生じ、人的被害が発生しやすい
- 斜面があればどこでも起こる可能性がある
- 地形そのものが変化

### 避難行動に関する特徴

- 目視による確認が比較的困難であるため、危険性を認識しにくい
- 降雨や地形、地質等の複数の要因が影響するため、精度の高い発生予測が困難

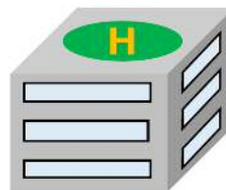
「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省）より引用

## 避難場所について

立ち退き避難を行う場合は、ここへの早めの避難を基本

### ○「指定緊急避難場所」(※市町が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

### ○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に退避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確保しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

### ○「屋内における安全確保」(垂直避難)

- ・自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等に移動



※避難の基本的な考え方（内閣府提供）

〔指定緊急避難場所とは〕（市町が指定）

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所です。土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別に応じ、指定されます。

〔指定避難場所とは〕（市町が指定）

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間避難生活をする場所です。

〔避難行動の考え方〕

- ① 土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに命の脅威がある場所を特定すること
- ② それぞれの脅威に対してどのような避難行動をとればよいかを明確にすること
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること

なお、災害は土砂災害だけでなく、複数の災害が同時に発生することが多いことから、避難時に他の災害に遭わないよう判断が必要です。

## 気象情報の用語説明

表. 参考—1 気象情報、気象注意報、警報、特別警報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
気象 情報	台風情報	気象庁	・台風が発生したときに発表される。 ・台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。 ・台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	府県気象情報	気象庁	・警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	記録的短時間大雨情報	気象庁	・大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	警報級の可能性（H29 出水期から提供開始）	気象庁	・警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高][中]2段階の確度で提供される。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
気象 注意報・ 警報・ 特別 警報	大雨注意報	気象庁	・大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。 ・注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	洪水注意報	気象庁	・河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される（指定河川については、この洪水注意報や警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される）。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	大雨警報	気象庁	・大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 ・警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	洪水警報	気象庁	・河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される（指定河川については、この洪水警報や注意報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される）。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	大雨特別警報	気象庁	・大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。 ・警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	—	・気象庁HP ・防災情報提供センター

表. 参考—2 雨量に関する主な情報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量。	気象庁 HP: 60分毎 防災情報提供センター: 10分毎	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量。	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター (リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報
面的な雨量把握	レーダ・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	レーダ雨量 (Cバンドレーダ)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	レーダ雨量(XRAIN)	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダ	国土交通省	・国土交通省の保有するレーダ情報を重ね合わせて提供。	5分毎	・防災情報提供センター
	解析雨量・降水短時間予報	気象庁	・現時刻までの前1時間の雨量の分布及び6時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	30分毎	・気象庁HP ・防災情報提供センター
	高解像度降水ナウキャスト	気象庁	・30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP ・防災情報提供センター

ホームページアドレス参照

- 福井県 河川・砂防総合情報: <http://ame.pref.fukui.jp/>
- 福井県HP
  - ・危機対策・防災情報ポータルサイト: <http://bousai-portal.pref.fukui.lg.jp/public/index.php>
- 気象庁HP
  - ・レーダ雨量: <http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
  - ・アメダス雨量: <http://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0>
- 気象庁HP
  - ・土砂災害警戒情報: <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>
  - ・土砂災害警戒判定メッシュ情報: <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>
- 福井県HP
  - ・土砂災害警戒情報(補足情報): <http://ame.pref.fukui.jp/bousai/main.html?fnm=openMapMesh&no=2>
- 福井県HP
  - ・土砂災害警戒区域等管理システム: [http://sabogis.pref.fukui.jp/MRFukuiS\\_I/login.asp](http://sabogis.pref.fukui.jp/MRFukuiS_I/login.asp)
- 福井県HP
  - ・水害ハザード情報: [http://sabogis.pref.fukui.jp/FukuiF\\_I/login.asp](http://sabogis.pref.fukui.jp/FukuiF_I/login.asp)

本手引きに関して、ご不明な点がございましたら下記問合せ窓口まで、お問合せ下さい。関係部署・機関が対応させていただきます。

福井県

**【問合せ窓口】**

◎土木部 砂防防災課	TEL	: 0776-20-0494
	FAX	: 0776-20-0676
	E-mail	: <a href="mailto:sabo@pref.fukui.lg.jp">sabo@pref.fukui.lg.jp</a>

健康福祉部 政策推進G	TEL	: 0776-20-0325
	FAX	: 0776-20-0637
	E-mail	: <a href="mailto:kenfukubu@pref.fukui.lg.jp">kenfukubu@pref.fukui.lg.jp</a>

総務部 大学・私学振興課	TEL	: 0776-20-0245
	FAX	: 0776-26-1171
	E-mail	: <a href="mailto:daishi@pref.fukui.lg.jp">daishi@pref.fukui.lg.jp</a>

教育庁 義務教育課	TEL	: 0776-20-0574
	FAX	: 0776-20-0671
	E-mail	: <a href="mailto:gimu@pref.fukui.lg.jp">gimu@pref.fukui.lg.jp</a>

スポーツ保健課	TEL	: 0776-20-0384
	FAX	: 0776-20-0672
	E-mail	: <a href="mailto:sports@pref.fukui.lg.jp">sports@pref.fukui.lg.jp</a>